

北海道立衛生学院の存続を求める意見書

看護師、保健師、助産師等を養成する北海道立衛生学院の廃止方針が打ち出されている。医師・看護師不足、地域医療の崩壊が社会問題となっている今こそ、道民の生命と健康を守るべき北海道がその責任において、医療従事者の確保、安全と安心の医療実現のために力を尽くさなければならないときであり、同学院の廃止案は、果たすべき役割と責任を放棄し、地域医療の崩壊を加速させるものである。

同学院は、准看護師が正看護師の資格をとるいわゆる「進学コース」を初め、保健師や助産師などの看護職員を養成する上で欠くことのできない重要な施設であることから、その廃止は、道内の看護職員確保に多大な影響を与えることになる。

また、同学院の入学料、授業料などの学費は、他の養成所と比べて格段に安く設定され、経済的理由で進学の道を断念することを防止してきた。現に、「道立だから頑張れた」との声は少なからずあり、そういう意味からも同学院の役割は大きなものである。

「北海道第6次看護職員需給見通し」（平成18年策定）は、初年度から供給見込み数に大幅な狂いが生じているが、北海道はその見直しも行おうとしていない。

また、医師・看護師が大都市に集中する中、道内はより深刻な状況となっており、民間任せの施策だけでは、北海道全体、とりわけ地方の医療崩壊を加速させることになる。

今、医師・看護師の過労死が相次ぎ、大幅増員が待ったなしの状況である。

よって、北海道においては、深刻な医療・看護現場の実態改善、崩壊寸前と言われる地域医療を再生するため、医師・看護職員確保対策の強化を財政措置も含めて率先して行うべきであり、道内の看護職員等医療従事者確保に寄与している同学院を存続させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日

帯 広 市 議 会

北海道知事 あて